

玉名市 通学路交通安全 プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針 ～

平成27年10月(令和5年6月改訂)

熊本県玉名市

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、危険箇所の解消に努めてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「玉名市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下の体制により取組みを進めることとします。

(1)教育関係

- ・玉名市教育委員会(教育総務課)
- ・市内の小中学校代表者

(2)道路管理者

- ・国土交通省熊本河川国道事務所(山鹿維持出張所)
- ・熊本県玉名地域振興局(維持管理調整課、工務課)
- ・玉名市建設部(土木課)

(3)交通安全管理者

- ・玉名警察署(交通課)
- ・玉名市総務部(防災安全課)

3. 取組方針

(1)基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2)定期的な合同点検

- ・市内の小中学校は、1年に1回、通学状況の確認やPTA、地域住民等からの情報収集により、通学路上の危険箇所の抽出を行ったうえで、新規の危険箇所につい

て市教育委員会に報告を行うこととします。

- ・市教育委員会は、各小中学校から提出された危険箇所の情報を整理し、関係機関と調整のうえ、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、毎年行います。

(3) 合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・対策の検討は、危険箇所の道路管理者、交通安全管理者及び市教育委員会が合同で行うものとし、市教育委員会はその結果を合同点検の参加者に報告します。

(5) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関と連携を図りながら、対策の実施状況や危険箇所の状況などを勘案し、優先順位を定め実施します

(6) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、毎年の合同点検前に対策実施後の箇所について、各小中学校に意見を求めることにより、対策効果の把握を実施します。

(7) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所の公表

- ・小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者で認識を共有するため小中学校ごとの対策一覧表及び対策箇所図を作成し、公表するよう努めます。
- ・公表は、市ホームページ等で行うこととし、合同点検の年度毎に分類したうえで対策前後の状況や進捗についても公表します。

【別添資料】

- ・玉名市通学路交通安全推進会議一覧
- ・玉名市通学路交通安全プログラム フローチャート

玉名市通学路交通安全推進会議 一覽

区 分	所 属	連 絡 先	備 考
道路管理	国交省山鹿維持出張所	0968-44-3014	
	地域振興局維持管理調整課	0968-74-2143	
	地域振興局工務課	0968-74-2159	
	市土木課	0968-75-1124	
交通安全	警察署交通課	0968-74-0110	
	市防災安全課	0968-75-1130	
教 育	市教育総務課	0968-75-1133	
	市内小・中学校	-	

玉名市通学路交通安全プログラム フロチャート

